

# 金沢市開発指導基準の一部改正（案）について

## ■改正の趣旨

本市では、市内において行われる開発行為に対し、無秩序な市街化を防止するとともに、公共施設等の整備改善を図り、もって健康で明るく住みよいまちづくりに寄与するため、法令等に従い一定の基準を定めています。

このたび、開発行為による良好な宅地分譲地の形成と、よりよい公共施設の整備を目指し、ごみ集積場・歩行者専用道路をはじめとする公共施設の設置について、金沢市開発指導基準の改正を予定しています。

## ■改正内容

### 1. ごみ集積スペースの確保及びごみ集積場専用地の設置について

一定規模以上の宅地分譲について新たにごみ集積場の設置基準を設けることで、良好な宅地分譲地の形成を目指します。

15 戸以上 50 戸未満	ごみ集積スペース（約 0.1 m <sup>2</sup> /戸）の確保
50 戸以上	ごみ集積スペース（約 0.2 m <sup>2</sup> /戸）の確保 又は ごみ集積場専用地（約 0.2 m <sup>2</sup> /戸）の設置

※位置・構造・管理方法等については、地元町会及び管轄の東西管理センター等と協議する。

※専用地の設置は新たに設立する町会や地元町会が所有することが確約された場合とする。

### 2. 歩行者専用道路の設置について

新たに歩行者専用道路の設置基準を設けることで、よりよい公共施設の整備を目指します。

設置基準	街区の一边が概ね 100m 以上の場合に、配置することができる。 ※交通安全上の観点から配置は最小限とする。
幅員	2メートル以上4メートル未満
縦断勾配	5%以下

### 3. その他基準について

その他、現状の運用基準に合わせて基準内容を整理します。

## ■スケジュール

公布：令和4年11月予定

施行：令和5年4月予定